

# 学校いじめ防止基本方針

豊中市立野畑小学校  
平成30年(2018年)3月

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権尊重を基盤とし、創造性豊かで、積極的に行動する子どもの育成」を学校経営目標にかかげ、その具現化のために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

法第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

#### 【留意点と具体例】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する

などして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

**【具体的ないじめの態様】**

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応を取る必要がある。

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) いじめ不登校対策委員会

#### (2) 構成員

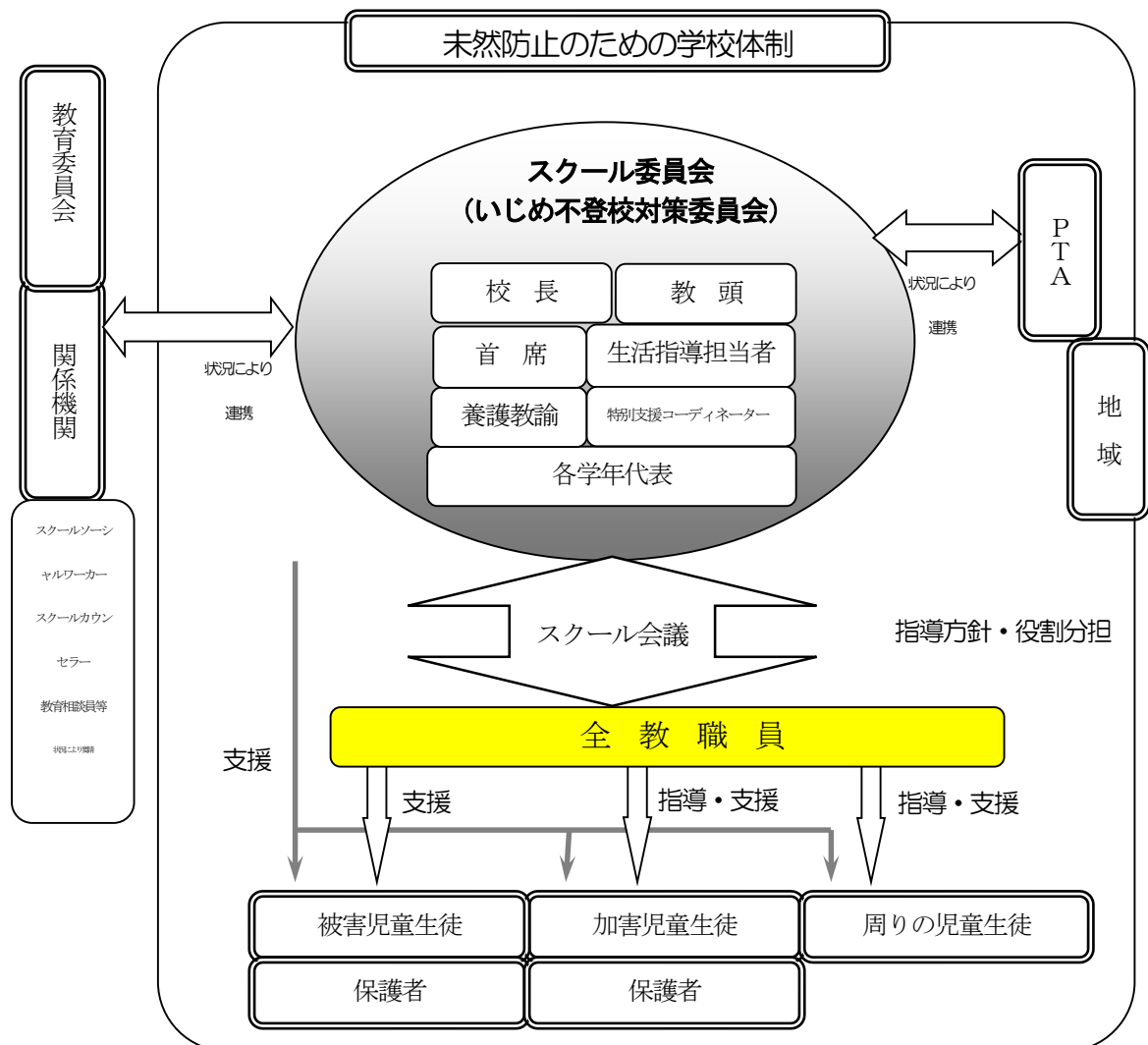
校長，教頭，首席，生活指導担当者，各学年代表，養護教諭，特別支援コーディネーター

※スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，教育相談員等

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### (校内体制)



#### 4 年間計画

#### 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

スクール会議を月1回もち、子どもの現状の把握に努める。

また、いじめ不登校対策委員会は、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか検証する。必要に応じてケース会議を招集する。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なカリキュラムを作成し、実践していく。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

### 2 いじめの防止のための措置

- (1) 日ごろから、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全員の共通理解を図る。  
また、児童に対しては、全校朝会や学級活動などで校長や教職員がいじめの問題について触れる機会を持ち「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するため、学校の全教育活動を通じた道徳教育や人権教育を充実させるとともに、毎週朝おこなっている読書タイムをはじめとする読書活動、体験を重視した活動などを推進する。他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることにより児童の社会性を育む。
- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが考えられる。一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくとともに学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供することで、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、学級集団づくりの中で自己肯定感を育む取組を行う。学校だけでなく家庭や地域の中でも自己有用感や自己肯定感を育つ部分が大きいと考えられることから家庭・地域への協力を求める。
- (5) 児童自らがいじめについて学び、取組む方法として、児童会活動として児童へいじめ防止を呼びかける、きょうだい学級遊びなど、児童が主体的に考える機会を設ける。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えられない、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

また、教職員が気づいたことは、すぐさま学年で共有し、管理職へ報告・相談をする。その際事案内容により、スクール会議や職員会議を通し、情報を全教職員で共有し、学校としての対応等を検討していく。なお、早期発見のために、日頃から開かれた学校作りの中で、保護者・地域・学校が情報を共有できる土壌作りをする。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、生活アンケートを毎学期行い、一人ひとりの児童の変化を把握し、必要に応じて担任が個別に聞き取る。事案によってはスクール会議で報告し、状況に応じて、ケース会議で検討する。教職員一人ひとりがアンテナを広げ、日常的に児童の様子、個人ノートなど様々な情報からいじめの芽を把握していく。
- (2) いじめの早期発見は学校だけでなく保護者・地域の方との連携が不可欠である。校外で児童を見守ってくださっている保護者や地域の方から得た情報は、教職員で共有する。
- (3) 学校の教育相談の場としては、家庭訪問や個人懇談が考えられるが、学校派遣教育相談の制度を利用し、相談できる体制を構築する。また、関係機関の電話相談などを保護者に対して周知する。
- (4) 教育相談などで得た児童の個人情報については、主体である児童とその保護者の了解のもとその運用を図る。
- (5) 日常的に児童の行動の様子を把握し、学期毎の生活アンケートや児童の欠席日数などで検証し、スクール会議で情報の共有化をはかる。

### 第4章 いじめへの対処について

#### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの発見、通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、速やかに関係児童生徒から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無の確認を行う。いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。
- (2) 事実確認の結果は、速やかに関係児童生徒の保護者に連絡するとともに、法23条に則り市教育委員会児童生徒課生徒指導係へ報告する。特に、いじめられた児童生徒の保護者へは、家庭訪問などにより迅速に丁寧に事実確認を伝える。
- (3) 学校は、いじめられた児童生徒の親しい友人や家族などと連携し、その児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、複数の教員による見守り体制をつくる。当該児童生徒が落ち着いて教育を受けられるために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家の協力を得る。
- (4) いじめた児童生徒の保護者へは、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携してその後の対応を行う。
- (5) いじめた児童生徒への指導では、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。いじめた児童生徒が自己と向き合い、自分の行為の重大さを認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行う。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮する。また、その指導において、十分な効果があげることが困難な場合や、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処する。
- (6) いじめが起きた集団に対しての指導では、学級または学年全体の話し合いを通して、見て見ぬふりをしていたり、面白がったり、はやしたてたりして見ていたことも、いじめられた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (7) 携帯電話やスマートフォンの所持率の増加により、不適切な書き込みによる被害が拡大している。不適切な書き込みを発見した場合等は、直ちに適切な措置をとる。また、不適切な書き込みをした児童生徒へは、その行為がいじめであるばかりではなく、名誉毀損やプライバシー侵害につながる恐れが強い重大な犯罪であることを毅然と指導する。また、学校における情報モラル教育を進める。
- (8) いじめへの対処の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行う。

## 第5章 いじめ対応フローチャート

### 早期発見



- 児童の発するサインをキャッチする
- 定期的に調査等を実施し、実態把握に努める
- 教職員間での情報交流を積極的に行なう
- 児童との人間関係を深め、相談しやすい雰囲気をつくる

### 「いじめ」の把握

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

### 緊急対応（組織的対応）

#### 事実関係の把握

- ①被害の態様（暴力、言葉等）
- ②被害の状況（時、場所、人数等）
- ③集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害児童の様子
- ⑥加害児童の様子（他の問題行動等）

#### 指導体制・対応方針等の決定

- ①人権侵害であるという視点を持つ
- ②被害児童（保護者）の痛みを共感する
- ③被害児童の立場に立つ
- ④いじめの背景にも目を向ける
- ⑤集団全体を見据えて指導する
- ⑥指導体制を整えて組織的対応を行う
- ⑦単に謝罪をもって解消したとはとらえない
- ⑧必要に応じて、関係機関と連携する

保護者との連携  
・訴えの傾聴  
・具体策の提示  
・協力依頼

被害児童への支援・援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的事実を受け止める</li> <li>・具体的支援策を示し、安心させる</li> <li>・良い点を認め励まし、自信を与える</li> <li>・人間関係の確立、拡大をめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係、背景、理由等の確認</li> <li>・不満、不安等の訴えを十分に聴く</li> <li>・被害児童の痛みに気づかせる</li> <li>・課題を克服するための援助を行う</li> <li>・学級への所属感を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループへの指導</li> <li>・学級全体への指導</li> </ul>
保護者への連絡・報告		

### 中長期的対応

- ①観察・継続支援・面談による状況確認（3ヵ月を目安とする）
- ②集団作りの充実
- ③対応の検証及び教訓化